

最高裁秘書第2061号

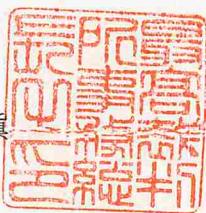
令和2年9月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

8月5日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

緊急事態宣言の解除後も、全国の下級裁判所の裁判期日がなかなか入らないことについて、最高裁判所がどのような問題意識を持っているかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2200号

令和2年9月16日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

緊急事態宣言の解除後も、全国の下級裁判所の裁判期日がなかなか入らないことに関して、最高裁判所がどのような問題意識を持っているかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年8月11日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第20号

(2) 謝問日

令和2年9月10日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2201号

令和2年9月16日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第20号

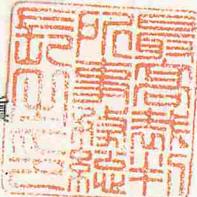
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年9月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

緊急事態宣言の解除後も、全国の下級裁判所の裁判期日がなかなか入らないことに関して、最高裁判所がどのような問題意識を持っているかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、8月5日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示の申出を受け、最高裁判所内において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当文書は作成又は取得しておらず存在しなかった。

なお、苦情申出人は、7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出に係る文書は存在するといえる旨主張しているが、上記挨拶は同文書の存在について何ら言及しておらず、内容も同文書の存在を前提とするものとはいえないから、本件開示申出に係る文書の存在を裏付けるものではない。

よって、原判断は相当である。